



DESCARTES

The Descartes Systems Group Inc.

81年創業のNASDAQとトロント証券取引所の上場企業で貿易と運輸に関わるロジスティクスシステムに特化した世界最大のIT企業。2016年1月期の収益は1.85億米ドル。本社はカナダ・オンタリオ州ウォーターロー。

◎お問い合わせは (株)オーシャンコマース 鶴町
Tel : 03-3435-7510 Fax : 03-3435-7892
Mail address : tsurumachi@ocean-commerce.co.jp

eManifest の背景

カナダ国境サービス庁 (CBSA) が2003年6月から義務付けたカナダの輸入・経由貨物 (FROB) に対するEDIによる貨物情報提出規則。2015年5月の改定でフォワード・NVOCCのeManifestでの提出が求められています。

CBSAは2016年にeManifest House B/L (eHBL) 実施時期を下記のように発表しました。

第一段階

2016年11月7日～2017年1月10日

移行期間として規則を順守しなくともCBSAの行政罰金制度 (AMPS) は適用しない

第二段階

2017年1月11日～2017年7月11日

規則違反でもAMPSの罰金免除

第三段階

2017年7月12日から

罰金を伴う厳格運用

(AMPS : Administrative Monetary Penalty System)

eHBLの申告期限は海上コンテナ貨物は船積み24時間前までの事前申告が必要。

カナダ版24時間ルール eManifest (ACI) は2016年11月7日カナダ到着貨物分から第一段階の運用が開始されており、2017年7月12日からは罰金を伴う厳格な運用が開始されます。

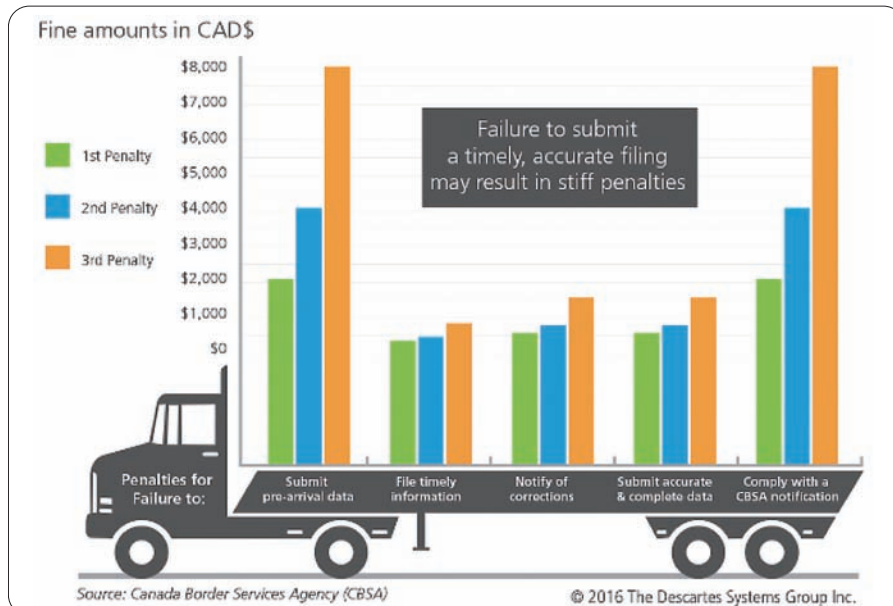
Descartesの「eManifest」導入のメリット

- 自社貨物のeManifestの最新状況をいつでもどこでも自分で確認できます。
- 船社への依頼と比べ大幅なコスト削減が可能です。
- 貴社の宝である顧客情報が競争相手となる船社や共同混載するNVOCC他社に開示されません。
- 船社都合に左右されず、いつでも入力、訂正、削除ができ基本費用で済みます。

Descartesの「eManifest」の特徴

- ① ご利用にあたって特別なネットワーク環境、ソフトを必要とせず、インターネットに接続できるパソコンであれば世界中何処からでもファイリングや確認が可能です。
- ② データの入力と編集、カナダ国境サービス庁 (CBSA) への送信は分かり易いウェブインターフェースを使用しEDIによるデータ送信も可能です。ファイリング用アカウントはユーザー名とパスワードで保護され、通信はSSL (Secure Socket Layer) を通して行われるため、通信中のデータの遺漏、改ざんがありません。
- ③ ここでご紹介した eManifest 以外に、Air ACE (航空貨物ACE)、Ocean ACE、EU版24時間ルールのICS、日本版24時間ルール (JP-AFR) のサービスもあります。また、ISF (10+2ルール) にはDescartes ISFというソリューションがあり、幅広いニーズに対応可能です。
- ④ CBSAへの申請から日々の入力、送信業務までオーシャンコマースがサポートしますので、最小の労力とコストでCBSAが要求する電子ファイル送信業務が実行できます。

Canadian eManifest: Administrative Monetary Penalty System (AMPS) Penalties



Carrier Codeの申請、取得

eManifestシステムにManifest情報を登録するにはCBSAに申請し8000-seriesのCarrier Codeを取得します（必須）。

BSF329-9-Application to Obtain a Non-Bonded Freight Forwarder Code

このコードをHouse B/L番号の先頭に付けてCBSAにデータを送信します。このコードは通知先コードとしても利用されます。

カナダ版システムの特徴

Mode of Transport

輸送モードはMarine、Air、Rail、Truckがありそれぞれの輸送モードに対応しています。

Consolidated Cargo

House B/Lに他社のHouse B/Lがある場合（混載）はPlace of Consolidation（混載場所）とConsolidator（混載業者）の入力が必要です。

Close Message

Close MessageはeManifestの最終ステップ。フレイトフォワードャーやNVOCCのHouse B/Lの下に別の業者のHouse B/Lがある場合もClose Messageの登録が必要でこれでeManifestの完了となります。

船舶（航空機等）情報

米国版、日本版の24時間ルールでは船名コード、船名、航海番号、積港コードなどの登録が必須ですが、カナダ版では必要ありません。

